

## 合理的配慮の提供を始めるため／充実させるための【1 + 3のポイント】

合理的配慮の提供を始めるために、又は、充実させるために、特に大切にしたいポイントは以下の4つ（1 + 3）です。また、各ポイントにおいて活用することができるコーディネートハンドブックの資料について紹介します。



まず

1

### 児童生徒が「なぜ」つまづいているのか「なぜ」困難さがあるのかを理解する！

合理的配慮は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、その検討の前提として、学習上又は生活上の困難の背景や健康状態等、当該児童生徒の実態把握を行うことが大切です。

3

### ポイント1 合理的配慮の内容を3観点11項目に整理する！

☆ 支援内容について、様々な視点で考えることができます。



活用！ コーディネートハンドブックⅢ-2 合理的配慮の提供に当たって「3観点11項目懇談メモ」

### ポイント2 本人・保護者・学校で可能な限り合意形成を図る！

☆ 支援の目的と内容を本人・保護者・学校で共有することができます。



活用！ コーディネートハンドブックⅢ-2 合理的配慮の提供に当たって「合理配慮の提供 確認シート(例)」

### ポイント3 合理的配慮の内容を個別の教育支援計画等に明記し、活用する！

☆ 支援内容を校内や関係機関、進学先とも共有することができます。

☆ 支援内容について評価するとともに、支援の履歴を残すことができます。



活用！ コーディネートハンドブックⅢ-3 個別の教育支援計画について「個別の教育支援計画(例)」

合理的配慮の充実

切れ目のない支援の実現

児童生徒が自身の持てる力を最大限に発揮できる！

お問い合わせ

福島県特別支援教育センター

郡山市富田町字上ノ台4番地の1

電話024-952-6497 FAX 024-952-6599

WEBサイト <http://www.special-center.fcs.ed.jp/>

福島県特別支援教育センター



# みんなで進める

# 合理的配慮～実践編～

－すべての子どもが「地域で共に学び 共に生きる教育」を推進するために－



### 合理的配慮の提供について

合理的配慮は、障がいのある児童生徒が、他の児童生徒と平等に学ぶために必要なものです。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）第七条には、行政機関等における差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供の義務について示されています。つまり、公立学校は合理的配慮を提供しなければなりません。

### 「みんなで進める 合理的配慮」発行の目的

平成28年4月に**共生社会の実現**に向け、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。学校等においては、児童生徒の障がいの状態に応じて、合理的配慮を提供しなければならないとされています。

平成30年度、本県では発達障がいの可能性のある児童生徒に関する調査を実施し、合理的配慮の提供状況が十分でないことが明らかとなりました。

本リーフレットは、各学校において、合理的配慮の提供の充実を図るために作成しました。令和元年7月に発行した「基礎編」とあわせてご活用ください。

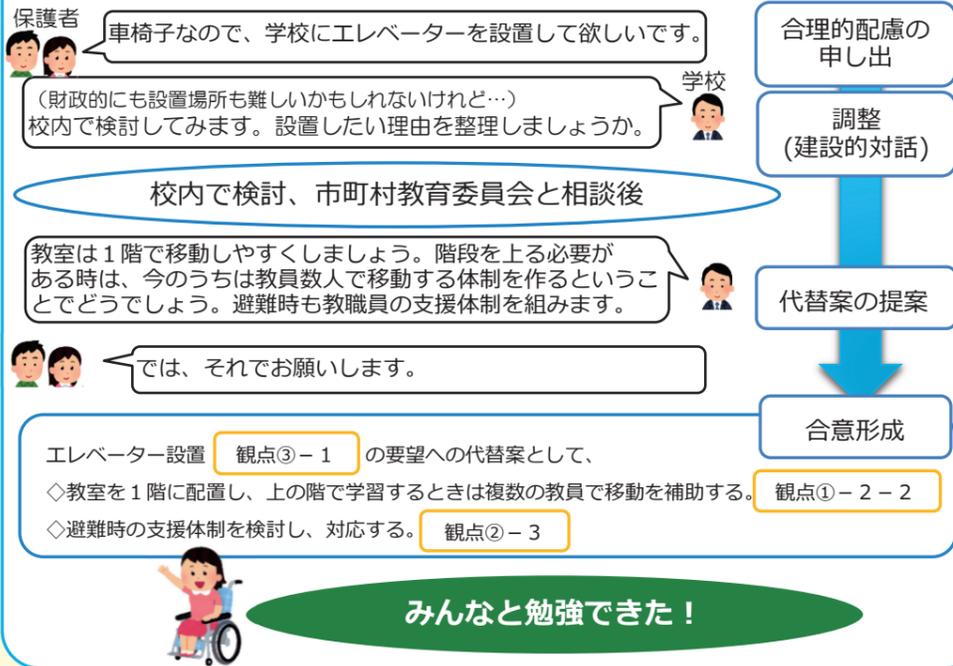


令和元年10月 福島県教育委員会

# 合理的配慮の提供に向けた実践例

## 本人・保護者からの申し出に対し、代替案を提示して合意形成が図られた例

車椅子を利用している子どもの保護者からエレベーター設置の要望がありました。エレベーターの設置は、財政的にすぐには対応が難しいため、学校は代替案を提案し、合意形成が図られました。



### ポイント

- ① どうしてそのような配慮が必要なのかを確認する。
- ② 学校の現状から何ができるのかを検討し、提案する。
- ③ どうしたら子どもが共に学ぶことができるのかを一緒に考える。
- ④ 基礎的環境整備が必要な場合は学校から市町村教育委員会等に働きかけていく。

### 3観点11項目\*

#### <①教育内容・方法>

- ①-1 教育内容
  - ①-1-1 学习上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
  - ①-1-2 学習内容の変更・調整
- ①-2 教育方法
  - ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
  - ①-2-2 学習機会や体験の確保
  - ①-2-3 心理面・健康面の配慮

#### <②支援体制>

- ②-1 専門性のある指導体制の整備
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②-3 災害時等の支援体制の整備

#### <③施設・設備>

- ③-1 校内環境のバリアフリー化
- ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設設備の配慮
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

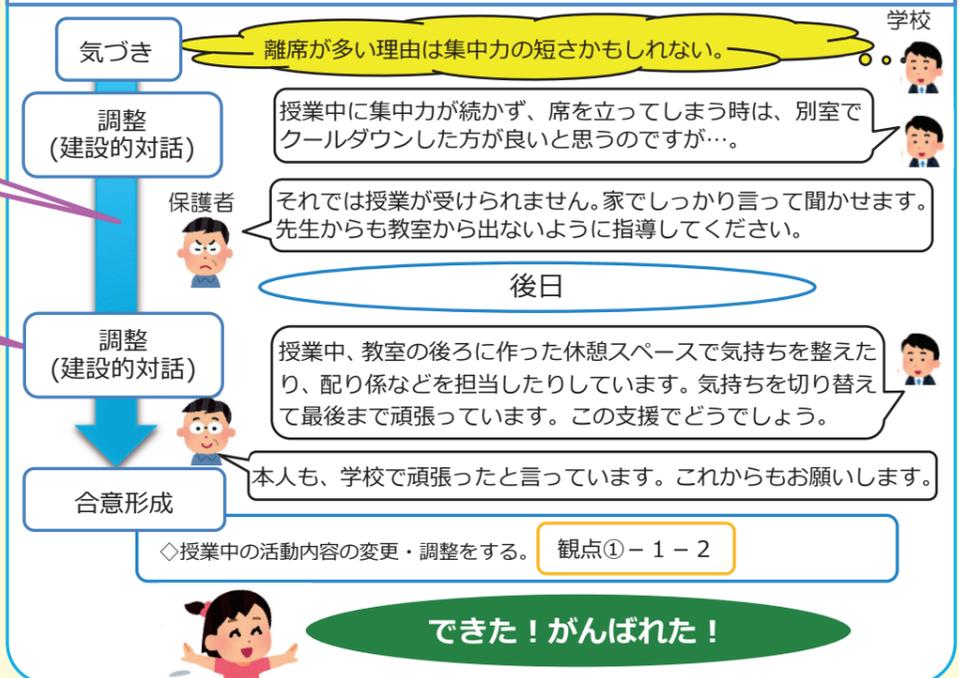
\*コーディネートハンドブック第三章-2 ☆資料「3観点11項目って何?」参照

### ポイント

- ① 「保護者や本人から理解を得られないので配慮できない」ではなく、学級・学校でできることを考える。
- ② 本人の様子や支援を共有する丁寧な教育相談を行う。

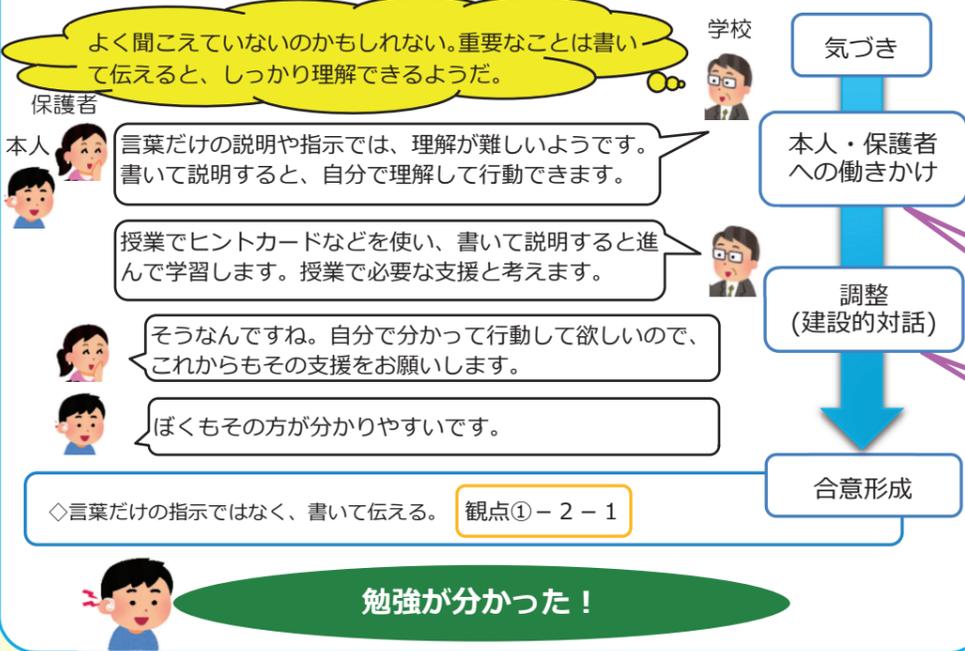
## 丁寧な対話を繰り返し行い、合意形成が図られた例

集中が続かず離席が多い子どもに対し、学校はクールダウンするためのスペースの活用を提案しましたが合意形成に至りませんでした。保護者の意向を踏まえ、学校は別の配慮を提案し、その配慮について合意形成を図りました。



## 学校から本人・保護者に困難さを伝え、合意形成が図られた例

難聴のある子どもについて、補聴器を装着しているものの聞こえにくい場面があるのではないかと感じた学校は、本人・保護者に対して授業でヒントカードなどを使うことを提案し、合意形成が図られました。



### ポイント

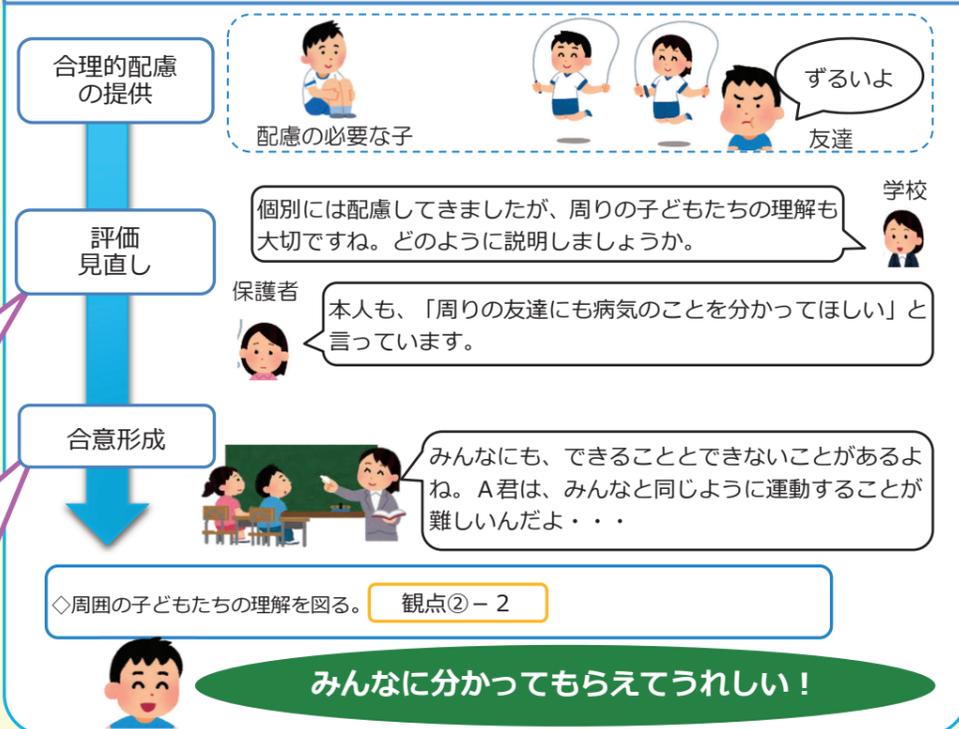
- ① 保護者との教育相談を丁寧に言い、子どもの姿を共有する。
- ② 必要な支援について提案する。

### ポイント

- ① 子どもの望ましい人間関係と多様性を認め合える学級が合理的配慮の提供の基盤となる。
- ② 配慮が必要な本人への支援に加え、周囲への支援の充実についても検討する。
- ③ 周りの子どもや保護者に不公平と感じさせないためには、私たち教員の、合理的配慮の提供の目的を伝える力と、日ごろから多様性を認め合いながらかわる姿勢が重要となる。

## 「ずるい」という周囲の子どもにも合理的配慮について説明した例

慢性疾患のため他の子どもと同じ運動が難しく、体育での運動量を調整したところ、周囲の子どもから「あの子ばかりずるい」という声があがりました。学校では保護者と合意形成を図り、周囲の子どもにも合理的配慮について説明しました。



### Q&A

**Q** 自分たちが決めた合理的配慮の内容が、合っているのが不安です。  
**A** 合理的配慮の提供内容は、決まっているわけではありません。提供までのプロセスを通して、本人・保護者と共に、学校組織全体で考えることが大切です。また、本人に最適な合理的配慮の内容は、成長や環境によって変化します。そのため、児童生徒の姿（力を発揮できているか、どう学び、生活しているか）から、一度決めた配慮の内容を定期的に評価し、見直しをすることがよりよい支援につながります。ケース会議などの進め方に迷った時は、特別支援学校のセンター的機能や、特別支援教育センターの学校支援をご活用ください。